

富山県地域防災計画(原子力災害編)改定案の要点

区分	NO	項目	国(防災基本計画等)	県地域防災計画													
				県	市町村	防災関係機関											
総則	1	<p>○EPZ(防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲)の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行のEPZの範囲(原発から8~10km)を超えて、警戒区域(20km)、計画的避難区域(最大47km)が設定 [部会・防災会議でいただいたご意見] <ul style="list-style-type: none"> ・EPZのあり方について、国と同様に東電福島事故、IAEA(国際原子力機関)の基準等を踏まえた検討が必要 ・EPZの範囲の見直しが必要 ・PPAにおいてどういう対応や備えが必要なのか、市町村に対して十分な情報提供、指導・支援が必要 ・科学的知見に基づき、SPEEDIを活用すること <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【参考】原子力災害対策指針における考え方(10/31)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 原子力防災対策を重点的に充実すべき区域 <ul style="list-style-type: none"> (1)予防的防護措置を準備する区域(PAZ) <ul style="list-style-type: none"> →概ね5km(本県該当なし) (2)緊急時防護措置を準備する区域(UPZ) <ul style="list-style-type: none"> →概ね30km(本県該当:氷見市の一部) (3)プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域(PPA) <ul style="list-style-type: none"> →今後、原子力規制委員会で検討 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【EALの区分】※原発の損傷状況による区分</p> <table border="0"> <tr> <td>警戒事態(震度6弱以上の地震等)</td> <td>【避難の基準】</td> </tr> <tr> <td>⇒ PAZ:要援護者の避難準備、UPZ: —</td> <td></td> </tr> </table> <p>施設敷地緊急事態(全交流電源の停止)</p> <table border="0"> <tr> <td>⇒ PAZ:住民の避難準備、</td> <td>UPZ:屋内退避準備</td> </tr> </table> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【OILの区分】※放射線測定値による区分</p> <table border="0"> <tr> <td>放射線量が500 μ Sv/h以上</td> <td>【避難の基準】</td> </tr> <tr> <td>⇒ 避難</td> <td>(参考) IAEA 1,000 μ Sv/h</td> </tr> </table> </div>	警戒事態(震度6弱以上の地震等)	【避難の基準】	⇒ PAZ:要援護者の避難準備、UPZ: —		⇒ PAZ:住民の避難準備、	UPZ:屋内退避準備	放射線量が500 μ Sv/h以上	【避難の基準】	⇒ 避難	(参考) IAEA 1,000 μ Sv/h	<p><原子力規制委員会></p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲の目安を設定(拡) <p>【H24.10.31原子力災害対策指針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・IAEAの国際基準において、UPZの最大半径は原子力施設から5~30kmの間で設定されていること等をふまえ、「原子力施設から概ね30km」を目安とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制委員会が示す目安を踏まえ、関係市と協議し、防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲等を指定(新) ・計画の基礎とするべき災害の想定(拡) ・市町村の地域防災計画策定に対する協力(拡) ・本県におけるUPZは、志賀原発から半径30km圏内とする。(対象市町村には氷見市的一部分が含まれるが、行政区画、地形条件等を考慮のうえ範囲を設定。<u>またSPEEDIによる試算を実施し、必要があれば検討</u>) <ul style="list-style-type: none"> →第1章 第6節 ※PPAの具体的な範囲等については、今後、国が示す予定の原子力災害対策指針を踏まえて、そのあり方を検討 ・原発事故等により、放射性物質が大気中に放出した場合、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性あり。特に降雨雪の場合、地表に沈着し長期間留まる可能性高い。土壤や瓦礫等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、飛散や流出には特別な留意が必要 <ul style="list-style-type: none"> →第1章 第4節 ・市町村が、地域防災計画の作成・修正にあたっては、この計画を基本とする。県は市町村地域防災計画の作成又は修正に協力。 <ul style="list-style-type: none"> →第1章 第2節 ・福島原発事故を踏まえ、次のように緊急事態の区分を決定し、観測可能な指標に基づき意思決定する体制を構築 <ul style="list-style-type: none"> EAL(緊急時活動レベル)…初期対応段階の避難等防護措置を実行するための判断基準として、設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態等の原子力施設の状態等で評価 OIL(運用上の介入レベル)…放射性物質放出後の防護措置を実施する判断基準は、放射線線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の計測可能な値で評価 <ul style="list-style-type: none"> →第1章 第5節 	<p><UPZ圏内の市町村></p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制委員会が示す目安を踏まえ、県と協議し、防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲を指定(新) 	-	-
警戒事態(震度6弱以上の地震等)	【避難の基準】																
⇒ PAZ:要援護者の避難準備、UPZ: —																	
⇒ PAZ:住民の避難準備、	UPZ:屋内退避準備																
放射線量が500 μ Sv/h以上	【避難の基準】																
⇒ 避難	(参考) IAEA 1,000 μ Sv/h																
事前対策	2	<p>○原子力発電所における安全性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電力事業者は、立地県と安全協定を締結し、原子力発電所の運転に際しては、安全管理に最大限の努力を払い、大量の放射性物質の放出等により住民に影響が及ぼないよう安全管理を徹底 [部会・防災会議でいただいたご意見] <ul style="list-style-type: none"> ・安全協定の締結については、県が中心となって、できるだけ早期に行うことが大事 ・国民保護計画と連動して、原発テロのリスクも踏まえることが必要 ・安全協定については、富山県自身のリスクの軽減化、適切な対応ができるような安全協定のあり方を考えていく。その結果として、必ずしも立地県並みでなくともよい場合もあると思う。 ・安全協定については、専門家の意見等も踏まえて、何が重要かということを十分に審議しながら、本県に一番ふさわしい安全協定のあり方、項目というものを議論していくことが重要 ・安全協定については、住民の安全確保のため、しっかりと安全協定が締結されるよう努力すべき 	<p><原子力規制委員会></p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力安全に係る指針類の見直し(拡) ・原子力発電所の安全規制の徹底、立入検査等の実施(拡) 	<ul style="list-style-type: none"> ・北陸電力との安全協定締結(新) ・北陸電力の防災業務計画に関する協議及び防災要員の届け出の受理(原災法) ・立入検査と報告の徴集(原災法) <ul style="list-style-type: none"> →第2章 第2節 ・北陸電力との志賀原発に関する安全協定について、県民の安全・安心の確保の観点から、立地県と同等の安全の確保を目指して、協定の締結に向けて、北陸電力との間で協議 <ul style="list-style-type: none"> →第2章 第3節 	<p><UPZ圏内の市町村></p> <ul style="list-style-type: none"> ・同左 	<p><北陸電力></p> <ul style="list-style-type: none"> ・県、氷見市との安全協定締結 											

富山県地域防災計画(原子力災害編)改定案の要点

区分	NO	項目	国(防災基本計画等)	県地域防災計画		
				県	市町村	防災関係機関
事前対策	3	<p>○広域的な応援協力体制の整備等</p> <ul style="list-style-type: none"> 原発事故による被害が甚大かつ広域にわたり、自衛隊や、警察の広域緊急援助隊、緊急消防援助隊などの受入れ、避難先の確保など広域的な応援協力を実施 [部会・防災会議でいただいたご意見] <ul style="list-style-type: none"> 能登半島から富山県内の港湾への住民避難を海上輸送で行うことを想定し、受入体制をあらかじめ検討した上で、場合によっては志賀原発の立地県である石川県との間で協力に関する協定を締結 ハード的なもの、ソフト的なもの、様々な面において、石川県との連携協力が非常に重要 石川県との連携が、この1年間で非常に充実されており、今後とも続けていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> <警察庁> <ul style="list-style-type: none"> ・広域緊急援助隊の整備(拡) <消防庁> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急消防援助隊の整備(拡) 	<ul style="list-style-type: none"> ・国や周辺県等との応援協力体制の整備(拡) ・県と民間との応援協定締結の推進(拡) <p>・ 国、志賀原発の立地県である石川県、市町村、自衛隊、警察、消防等関係機関間の相互の連携体制の強化</p> <p>・ 装備、資機材、人員、避難、スクリーニング等に関する他の都道府県等との応援協定締結</p> <p>・ 災害時の応援協定締結のさらなる推進 →第2章 第7節</p>	<ul style="list-style-type: none"> <UPZ圏内の市町村> <ul style="list-style-type: none"> ・関係市町村間、市町村と民間との応援協定締結の推進(拡) <その他の市町村> <ul style="list-style-type: none"> ・国の今後の検討結果を踏まえ対応 <p>・ UPZ圏内の市町村</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関間の相互の連携体制の強化 ・ 応援協定締結の促進 <p>・ その他の市町村</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 応援協定締結の促進 	<ul style="list-style-type: none"> <指定地方行政機関、自衛隊など> ・応援協力体制に参画(拡) <指定地方公共機関等> ・県や市町村との応援協定の締結(拡)
	4	<p>○環境放射線モニタリング体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 平常時及び緊急時における放射性物質及び放射線に関する状況を把握するため、環境放射線モニタリング体制を整備 地震、津波等の様々な事象を想定して、モニタリングシステムの設計を行うことが必要 [部会・防災会議でいただいたご意見] <ul style="list-style-type: none"> モニタリングで広域的な対応が求められる中で、市町村が担うべき役割などがあれば、市町村に対する指導、支援が必要 モニタリングポストを増設するとともに、いざというときにSPEEDIをうまく機能させてもらうことが重要 SPEEDIは非常によく整備されたプログラムであるが、解釈の仕方など十分に理解したうえで解釈することが重要 	<ul style="list-style-type: none"> <原子力規制委員会> ・環境放射線モニタリング指針の策定(拡) ・SPEEDI(緊急時迅速放射能影響予測)の整備・維持(拡) 	<ul style="list-style-type: none"> ・モニタリング設備・機器の整備・維持、モニタリング要員の確保などモニタリング体制の整備(拡) ・SPEEDI端末の管理・運用(新) <p>・ 平常時から環境放射線モニタリングの実施</p> <p>・ 緊急時モニタリング計画の策定、モニタリング設備・機器の整備・維持、モニタリング要員の確保、石川県及び関係機関との協力体制の確立等緊急時モニタリング実施体制の整備</p> <p>・ SPEEDIネットワークシステムと環境放射線テレメーターシステムとを接続するなど情報伝達のネットワークの整備、維持</p> <p>・ 富山県のホームページ上に、富山県のみでなく志賀原発の立地県である石川県のモニタリング情報を全て表示することとするなど、石川県と連携した情報提供を行う体制の整備 →第2章 第8節</p>	<ul style="list-style-type: none"> <UPZ圏内の市町村> <ul style="list-style-type: none"> ・県が実施する緊急時モニタリングへの要員の派遣等の協力をを行うための体制を整備(新) <その他の市町村> <ul style="list-style-type: none"> ・国の今後の検討結果を踏まえ対応 	<ul style="list-style-type: none"> <北陸電力> ・緊急時モニタリング要員の派遣協力
	5	<p>○避難収容活動体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子力災害時における屋内退避及び避難誘導計画を作成 交通手段の確保、交通整理、遠隔地における避難場所の確保、避難先での水食糧の確保等について具体的な計画の立案が必要 医療機関、老人ホーム、福祉施設、自宅等における高齢者、障害者等の災害時要援護者の避難について対策を講ずる必要 [部会・防災会議でいただいたご意見] <ul style="list-style-type: none"> 原発から30km圏内に医療関連施設があれば、避難方法を考えておくことが必要 市域や県域を超えた広域的な避難については、県において総合的な調整を実施 避難にあたっては、富山県と志賀原発の立地県である石川県がともにバックアップし合うことができるよう、連携が必要 老人保健施設入所者や独居老人など避難が困難な人たちを誰がどのように助け出すか事前の把握が必要 原子力災害時の避難は、自然災害と違って、ある程度の時間的余裕があることを踏まえ、情報伝達、避難等の方法の検討が必要 避難時に幹線道路が使えなくなるなど、避難経路におけるボトルネックとなるものが存在しないかどうか、緊急時に万全の避難が確保できるよう引き続き検討いただきたい 富山県の場合、発電所から比較的離れていることもあり、屋内退避も有効 避難は、防護効果が大きく有効な対策であるが、避難に伴う病気の悪化等、放射線のリスクとのバランスを考える必要がある 避難所には1箇所でもよいので、ユニバーサルデザインのトイレが必要 災害時には、自主防災組織の活用が重要 	<ul style="list-style-type: none"> <原子力規制委員会> ・避難計画作成を支援(新) 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の避難計画作成を支援(新) ・市町村の避難所等の整備を助言(新) ・市町村における災害時要援護者の避難誘導・移送体制等の整備を助言(新) ・市町村における住民等の避難状況の確認体制の整備を助言(新) ・市町村域を超える避難計画の広域調整(新) <p>・ 市町村の屋内退避及び避難誘導計画の作成支援</p> <p>・ 市町村の避難所等の整備に対する助言</p> <p>・ 市町村の災害時要援護者の避難誘導・移送体制整備に対する助言</p> <p>・ 市町村の住民避難状況確認体制整備に対する助言</p> <p>・ 個別の県・市町村の境界を越えた広域避難計画の策定</p> <p>・ 志賀原発の立地県である石川県等他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結 →第2章 第9節</p>	<ul style="list-style-type: none"> <UPZ圏内の市町村> ・UPZ圏内の関連施設などを含めた避難計画の作成(新) ・避難所等の整備(新) ・災害時要援護者の避難誘導・移送体制等の整備(新) ・住民等の避難状況の確認体制の整備(新) ・避難所、避難方法等の住民への周知(新) 	<ul style="list-style-type: none"> <施設等の管理者> ・各施設における避難計画作成

富山県地域防災計画(原子力災害編)改定案の要点

資料2

区分	NO	項目	国(防災基本計画等)	県地域防災計画			
				県	市町村	防災関係機関	
事前対策	6	○緊急輸送活動体制の整備 ・信号機、情報板等の道路交通関連設備など緊急時の道路交通管理体制を整備	<警察庁> ・緊急時の道路交通管理体制の整備(拡) ・緊急時の交通規制における運転者の義務等を周知(拡)	・緊急時の道路交通管理体制の整備(新) ・緊急時の交通規制における運転者の義務等を周知(新) ・緊急時を念頭に置いた情報板等の道路交通関連設備の整備 ・県警は、緊急時において道路交通規制が実施された場合の運転者の義務等について周知 →第2章 第11節	<UPZ圏内の市町村> ・緊急時の道路交通管理体制の整備(新) <その他の市町村> 同上 <UPZ圏内の市町村> ・緊急時を念頭に置いた情報板等の道路交通関連設備の整備 <その他の市町村> ・同上	-	
		[部会・防災会議でいただいたご意見] ・防護服、マスク、手袋、オーバーシューズ、ポケット線量計、サーベイメーター、トランジスターメガホンなどの防護資機材等を整備		・国交付金を活用して、防災業務関係者のための防護資機材等を整備(拡)	<UPZ圏内の市町村> 同左	-	
	7	[部会・防災会議でいただいたご意見] ・国の財政措置を活用し、UPZにおける安定ヨウ素剤の備蓄、防災資機材の整備などが必要 ・原子力防災資機材については、非立地県においても立地県並みの整備が必要	<原子力規制委員会> ・防護資機材の整備(拡)	・応急対策を行う防災業務関係者の安全の確保のための資機材の整備 ・緊急事態発生における資機材の不足に備え、志賀原発の立地県である石川県と相互に連携して対処できる体制の整備に向けた協議 →第2章 第12節	<UPZ圏内の市町村> ・防護資機材の整備	-	
		[部会・防災会議でいただいたご意見] ・汚染検査用サーベイメータなどの整備や、安定ヨウ素剤の備蓄などをはじめ、緊急時に応える体制を整備 ・原発からの距離、病院の規模、性格に基づいて、医療施設の役割を決めておくことが重要 ・県、市町村の境界の区別なく、統一の取れた医療体制の構築が必要 ・患者の受け入れに当たり、事務部門も含めた病院全体・医療界全体として、放射線の正しい知識を身につけ、汚染の理解を得る必要がある ・医療関係において、必要に応じ、石川県と連携した研修を行う	<原子力規制委員会> ・放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備(拡) ・三次被ばく医療体制の整備(拡)	・放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤等の整備(新) ・被ばく医療体制の整備(新) ・放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備 ・緊急被ばく医療体制の構築、緊急被ばく医療派遣体制の整備・維持 ・ <u>合同研修など</u> 、富山県、志賀原発の立地県である石川県の医療機関同士が必要な連携を行うことについて、石川県と協議 ・ <u>医療関係者、防災業務関係者など医療界全体を対象とした研修の実施</u> →第2章 第13節 ※緊急被ばく医療体制については、今後、国において示す予定の緊急被ばく医療のあり方を踏まえて、検討・構築	-	<関係機関> ・放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備(新) <関係機関> ・放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備	
9	8	○住民等への的確な情報伝達体制の整備 [部会・防災会議でいただいたご意見] ・住民の安全安心の確保と不安解消には、正確な情報の収集・提供が必要 ・市町村、防災関係機関に対しても迅速かつ円滑な情報提供と情報の共有化が必要 ・緊急事態により対応が分かれることになるため、いかに早く情報を入手して分析し、住民に伝達するかということがより重要 ・万一の際は、住民への迅速かつ的確な情報提供、特に報道機関への情報提供が重要	・情報の収集・連絡体制の整備、役割・責任の明確化(拡) ・通信手段の確保(拡)	・情報の収集・連絡体制の整備、役割・責任の明確化(拡) ・通信手段の確保(拡) ・防災関係機関との間における確実な情報の収集・連絡体制の確保 ・防災拠点における情報通信のためのネットワーク強化(災害に強い伝送路構築、回線二重化等) →第2章 第6節 ・災害対応フェーズに応じた情報項目の整理、施設等の整備、住民相談窓口の設置、緊急速報メールなど多様なメディアの活用 ・ <u>報道機関との連携した住民への広報活動</u> →第2章 第14節 →第3章 第11節 ※安全対策の透明性を確保し、住民の信頼を醸成するための情報を定期的に共有する場の設定等については、今後、国が示す予定の原子力災害対策指針を踏まえて、そのあり方を検討	<UPZ圏内の市町村> 同左 <その他の市町村> 同左 <その他の市町村> 同左 <UPZ圏内の市町村> ・同左 ・ <u>防災行政無線、防災ラジオ、広報車等による広報活動</u> <その他の市町村> ・同左	-	<関係機関> ・放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備

富山県地域防災計画(原子力災害編)改定案の要点

区分	NO	項目	国(防災基本計画等)	県地域防災計画		
				県	市町村	防災関係機関
事前対策	10	<p>○原子力防災に関する知識の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民が常日頃から基本的な知識を持っておけるよう、公的な啓発活動が必要 <p>[部会・防災会議・パブリックコメントでいただいたご意見]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力について、正しく知って、正しくわかることが大事 ・国、県が整理して、市町村と情報を共有しながら、住民にわかりやすい言葉で、情報の伝達が必要 ・広域的な避難の中で、住民に混乱が生じないよう、正しい情報、正しい知識を伝えることが大切 ・原子力防災についての教育や研修を、全県下で地域や職業に関係なく、全般的に実施することが必要 ・防災教育の実施にあたっては、学校教員の果たすべき役割が重要であり、教員を対象としたセミナーなどの開催が必要 ・専門用語が多く、伝わりにくいため、分かりやすい解説編・パンフレット、DVD等が必要 ・原子力防災に関する知識の普及に県内防災士を活用 	<ul style="list-style-type: none"> <原子力規制委員会、消防庁> ・原子力防災知識の普及(拡) 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村と情報を共有しながら、県民にわかりやすい言葉での原子力防災知識の普及(拡) 	<ul style="list-style-type: none"> <UPZ圏内の市町村> ・同左 <その他の市町村> ・同左 	同左
	11	<p>○防災業務関係者に対する研修等</p> <p>[部会・防災会議でいただいたご意見]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門知識を持った人材の育成・確保や、研修・訓練の実施が大切 ・医師や消防、教員への放射能に関する研修や、子どもへの原子力防災教育が必要 ・広く深い知識を有する医療者の育成が必要 ・医師、看護師等の医療関係者、救急救命士、救急隊員など避難に関わる方々全体の知識や意識のレベルを高めていく方策を講じることが必要 ・防災要員の確保・養成には教育訓練が重要であり、志賀原発の立地県である石川県と日頃から顔が見える関係を築くため、共同の研修や訓練を実施すべき。 ・モニタリングポストやホールボディカウンタ等の運用や維持管理をする要員を養成し、いざというときに機能するようにしなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> <原子力規制委員会、消防庁> ・防災業務関係者に対する研修(拡) 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災業務従事者に対する研修の充実・強化(拡) ・原子力の専門職員の採用 	<ul style="list-style-type: none"> <UPZ圏内の市町村> ・同左 	一
	12	<p>○原子力防災訓練の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部等の設置運営訓練、対策拠点施設への参集・立ち上げ・運営訓練などの訓練計画を策定し、訓練を実施 ・実際に近い形での避難訓練を定期的に実施し、住民も真剣に訓練に参加する取組が必要 <p>[部会・防災会議・パブリックコメントでいただいたご意見]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的と達成レベルをしっかりと設定して、訓練を実施することが重要 ・実際に訓練することで原子力防災の意識が高まる ・災害図上訓練DIGを活用 	<ul style="list-style-type: none"> <原子力規制委員会> ・毎年度、総合的な防災訓練計画を共同して策定し、訓練を実施(拡) 	<ul style="list-style-type: none"> ・国や立地県等と共同して訓練計画を策定し、目的と達成レベルをしっかりと設定した訓練を実施(拡) 	<ul style="list-style-type: none"> <UPZ圏内の市町村> ・同左 	・原子力防災訓練への参加・協力(新)
応急	13	<p>○活動体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・速やかにそれぞれの災害対策本部等の組織の編成や要員の確保等を行い、活動体制を確立 	<ul style="list-style-type: none"> <関係省庁> ・特定事象への対応(拡) 	<ul style="list-style-type: none"> ・県災害対策本部の設置(警戒体制、第一次本部体制、第二次本部体制)(拡) ・原子力災害合同対策協議会への参加(新) 	<ul style="list-style-type: none"> <UPZ圏内の市町村> ・市町村災害対策本部の設置(新) ・原子力災害合同対策協議会への参加(新) 	・原子力災害合同対策協議会への参加(新)
				<ul style="list-style-type: none"> ・県災害対策本部の設置(警戒体制、災害警戒本部体制、災害対策本部体制) ・現地災害対策本部の設置と原子力災害合同対策協議会への参加 	<ul style="list-style-type: none"> <その他の市町村> ・国の今後の検討結果を踏まえ対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害合同対策協議会への参加 ・北陸電力 ・EALの基準に基づく国、県等への連絡・通報

富山県地域防災計画(原子力災害編)改定案の要点

資料2

区分	NO	項目	国(防災基本計画等)	県地域防災計画		
				県	市町村	防災関係機関
対策	14	○広域的な応援協力活動 ・緊急時における災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、国の原子力災害現地対策本部や、他の都道府県・市町村に対する応援協力を要請	<警察庁> ・広域緊急援助隊の派遣(拡) <消防庁> ・緊急消防援助隊の派遣(拡)	<ul style="list-style-type: none"> ・国や他の都道府県等に対する応援協力の要請(拡) ・市町村からの応援要請の受理、応援協力活動の実施(拡) <ul style="list-style-type: none"> ・国に対し、専門家の派遣を要請 ・あらかじめ締結された応援協定等に基づき、他都道府県に対し速やかに応援要請を実施 ・緊急消防援助隊の出動要請の必要があると認める場合又は市町村から要請があった場合は、消防庁に速やかに出動を要請 ・県警察は、警察庁を通じ全国都道府県警察に対して警察災害派遣隊の出動を要請 <p>→第3章 第3節</p>	<UPZ圏内の市町村> <ul style="list-style-type: none"> ・県や他の市町村に対する応援要請(拡) <UPZ圏内の市町村> <ul style="list-style-type: none"> ・県や他の市町村に対する応援要請 	<自衛隊> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害対策本部長等の要請に基づき、救助・救急活動を実施(拡) <自衛隊> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害対策本部長等の要請に基づき、救助・救急活動を実施
	15	○緊急時モニタリング ・住民等の予測線量を想定し、必要な防護対策を決定するため、緊急時において放射性物質及び放射線に関する情報を迅速に収集 〔部会・防災会議でいただいたご意見〕 ・志賀原発の立地県である石川県との連携、国との役割分担の明確化が必要 ・SPEEDIの活用の仕方について国でも整理されるが、自治体でも十分な議論が必要 ・放射性物質の拡散予測については、シミュレーション結果を踏まえた防災対策のマニュアル化が必要	<原子力規制委員会> ・緊急時モニタリングの支援(拡) ・SPEEDIによる放射能影響予測(拡)	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時モニタリングの実施(拡) ・結果を取りまとめ、市町村に連絡(拡) <ul style="list-style-type: none"> ・災害警戒本部、災害対策本部に緊急時モニタリング班設置 ・国の原子力災害対策本部の総合調整の下、石川県と連携し、緊急時モニタリングを実施 ・国、志賀原発の立地県である石川県と連携したモニタリング結果及びその総合的な評価の共有、市町村への連絡 <p>→第3章 第4節</p> <p>※緊急時モニタリングの実施手法等の詳細については、今後、国が示す予定の原子力災害対策指針を踏まえて、そのあり方を検討</p>	<UPZ圏内の市町村> <ul style="list-style-type: none"> ・県が実施する緊急時モニタリングへの要員の派遣等の協力(新) <その他の市町村> <ul style="list-style-type: none"> ・国の今後の検討結果を踏まえ対応 <UPZ圏内の市町村> <ul style="list-style-type: none"> ・県が実施する緊急時モニタリングへの要員の派遣等の協力 	<北陸電力> <ul style="list-style-type: none"> ・敷地境界等での放射線量の測定(拡) <北陸電力> <ul style="list-style-type: none"> ・敷地境界等での放射線量の測定(拡)
応急対策	16	○屋内退避、避難収容等の防護活動 〔部会・防災会議等でいただいたご意見〕 ・広域的な避難計画を構築するため、避難基準の明確化が必要 ・モニタリング体制のハード整備を、避難などソフト対策に結び付けることが必要 ・富山県の場合、発電所から比較的離れていることもあり、屋内退避も有効 ・避難は、防護効果が大きく有効な対策であるが、避難に伴う病気の悪化等、放射線のリスクとのバランスを考える必要がある。 ・ <u>国の判断だけではなく、市町村も独自の判断で避難指示を出せるようにするべき</u>	<原子力規制委員会> ・屋内退避及び避難等に関する指標の設定(拡) <原子力災害対策本部> ・屋内退避や避難、安定ヨウ素剤の予防服用など防護対策の指導、助言又は指示(拡)	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内退避及び避難等に関する指標の設定(継) ・国の指示に基づき、市町村に対し、屋内退避、避難指示等を連絡(拡) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 【避難・一時移転の基準】 $500\mu\text{SV/h} \Rightarrow \text{即時避難}$ </div> <ul style="list-style-type: none"> ・OILの基準に基づく、国からの避難指示を受けて、氷見市に対し、住民等に対するUPZ内の屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示を連絡 ・OILの基準に基づく、避難の際の住民に対するスクリーニングの実施 ・立地県である石川県から要請に応じ、広域一時避難の実施 ・通信不能時等においては、<u>県及び市町村は独自の判断で避難指示</u> <p>→第3章 第5節</p> <p>※安定ヨウ素剤の投与判断基準、避難や屋内退避等の防護措置との併用のあり方等については、今後、国が示す予定の原子力災害対策指針を踏まえて、そのあり方を検討</p>	<UPZ圏内の市町村> <ul style="list-style-type: none"> ・屋内退避及び避難等に関する指標の設定(新) <ul style="list-style-type: none"> ・国の指示に基づき、屋内退避、避難等の勧告・指示(新) ・周辺市町村への避難誘導(新) <その他の市町村> <ul style="list-style-type: none"> ・国の今後の検討結果を踏まえ対応 <UPZ圏内の市町村> <ul style="list-style-type: none"> ・国の指示に基づき、屋内退避、避難等の勧告・指示 ・通信不能時等においては、<u>市町村独自の判断で避難指示</u> 	—
	17	○放射性物質による汚染食料品の出荷規制 ・国の原子力災害対策本部の指示に従い、放射性物質による汚染の及ぶ地域に対して、汚染農林水産物の収穫及び採取の禁止、出荷規制等を実施	<原子力災害対策本部> ・放射性物質による汚染食料品の出荷規制指示(拡)	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ、食料品や水質等における放射性物質の検査を実施(新) ・国の指示等に基づく、汚染食料品の出荷規制の実施(新) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 【飲食物のスクリーニングを実施すべき区域の特定の基準】 $0.5\mu\text{SV/h} \Rightarrow \text{放射性核種濃度を測定すべき区域特定}$ </div> <ul style="list-style-type: none"> ・OILの基準に基づく、国からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、飲食物の検査実施 ・OILの基準により判断した、国の指示及び指導・助言に基づく飲食物の出荷制限、摂取制限等の、市町村に対する要請及び指導・助言の実施 <p>→第3章 第7節</p>	<UPZ圏内の市町村> 同左 <その他の市町村> 同左	—
		【飲食物の出荷制限、摂取制限の基準】 核種ごとに基準値を設定 ⇒ 基準値を上回る場合出荷制限、摂取制限を実施			<UPZ圏内の市町村> 同左	—

富山県地域防災計画(原子力災害編)改定案の要点

資料2

区分	NO	項目	国(防災基本計画等)	県地域防災計画		
				県	市町村	防災関係機関
	18	○緊急輸送活動等 ・緊急輸送の円滑な実施を確保するため、車両の確保及び輸送の範囲や順位の調整を実施	—	・緊急輸送の範囲・順位の調整(拡) ・人員や車両など緊急輸送体制の確立(拡) ・緊急輸送のための交通の確保(拡) ・緊急輸送の円滑な実施を確保するため、緊急輸送の範囲、順位を調整 ・人員及び物資等の輸送に必要な輸送手段の確保など緊急輸送体制の確立 ・県警察は、被害状況、緊急性、重要度を考慮した交通規制を実施し、緊急輸送のための交通を確保 →第3章 第8節	<UPZ圏内の市町村> 同左 <UPZ圏内の市町村> ・緊急輸送活動の実施	<自衛隊> ・原子力災害対策本部長の要請に基づく緊急輸送支援(拡) <自衛隊> ・原子力災害対策本部長の要請に基づく緊急輸送支援
応急対策	19	○緊急時医療措置 ・原子力災害時において、放射線被ばくをした者に対する検査、除染、治療、及び一般傷病者に対する治療等の緊急時医療措置を実施できる体制づくりを目指すことが必要 [部会・防災会議でいただいたご意見] ・長期にわたり屋内での避難生活が続くため、生活習慣病等のケアや予防に配慮。また健康不安や健康障害に対するメンタル面でのケアも必要。 ・被ばくエリアからの避難者に対する医療についてもきちんと対応することが必要 ・避難生活では口腔ケア等にも配慮する必要がある。	<原子力災害対策本部> ・緊急被ばく医療派遣チームの派遣(拡) ・高度専門的な除染、治療の実施(拡)	・医療班、救護班を編成し、必要な医療活動を実施できる体制づくりを目指す(拡) ・避難者に対し、生活習慣病等の予防、メンタル面でのケアを実施できる体制づくりを目指す。(拡) ・ 災害警戒本部、災害対策本部を設置した場合には、緊急時被ばく医療体制をとる →第3章 第10節 ・ 避難者の生活習慣病の予防、心のケア等のため、保健師等による巡回健康相談等を実施 →第3章 第5節 ※緊急被ばく医療体制については、今後、国において示す予定の緊急被ばく医療のあり方を踏まえて、検討・構築	<UPZ圏内の市町村> 同左 <その他の市町村> ・国の今後の検討結果を踏まえ対応 <UPZ圏内の市町村> ・同左	<関係医療機関> ・緊急被ばく医療活動への協力(拡) <関係医療機関> ・緊急被ばく医療活動への協力
	20	○安定ヨウ素剤の服用 ・国の原子力災害現地対策本部の指示に従い、周辺住民の放射線防護のため、住民等への安定ヨウ素剤の配布及び服用を指示 [部会・防災会議でいただいたご意見] ・安定ヨウ素剤の配布・服用については、UPZの外側では、地域ごとに放射線量に顕著な差ができる可能性があり、柔軟な対応を検討することが必要 ・ <u>安定ヨウ素剤に関する講習会が必要</u>	<原子力規制委員会> ・安定ヨウ素剤の保管・配布・服用基準の明確化(新) <原子力災害対策本部> ・安定ヨウ素剤の服用指示(拡)	・安定ヨウ素剤の保管・配布・服用基準の明確化(新) ・国の指示に基づき、市町村に対し安定ヨウ素剤の配布・服用の連絡(新) ・ 国の指示に基づき、市町村及び所定の医療関係者に対して、速やかに投与指示を伝達 →第3章 第5節 ・ <u>安定ヨウ素剤の服用に関する講習会を実施し、緊急時の手順や体制を整備</u> →第2章 第13節 ※ 安定ヨウ素剤の予防服用の具体的な手順等については、今後、国が示す予定の原子力災害対策指針を踏まえて、そのあり方を検討	<UPZ圏内の市町村> ・安定ヨウ素剤の保管・配布・服用基準の明確化(新) ・国の指示に基づき、住民等への安定ヨウ素剤の配布・服用を指示(新) <その他の市町村> ・国の今後の検討結果を踏まえ対応 <UPZ圏内の市町村> ・県からの連絡を受け、住民に対して、安定ヨウ素剤の服用を指示 <その他の市町村> ・同上	—
中長期対策	21	○環境放射線モニタリングの実施 ・原子力緊急事態解除宣言が発出された後、緊急時モニタリングを広範囲かつ精密に行い、その結果を速やかに公表	—	・緊急時モニタリングの実施、結果の公表(拡) ・ 原子力緊急事態解除宣言後、避難区域見直し、被ばく線量の低減のための方策決定等の判断のため、国、志賀原発の立地県である石川県等と協力して環境放射線モニタリングを実施 →第4章 第3節	<UPZ圏内の市町村> ・県が実施する緊急時モニタリングへの要員の派遣等の協力(新) <その他の市町村> ・国の今後の検討結果を踏まえ対応 <UPZ圏内の市町村> ・県が実施する緊急時モニタリングへの要員の派遣等の協力 <その他の市町村> ・同上	<北陸電力> ・緊急時モニタリングの実施、結果の公表(拡) <北陸電力> ・緊急時モニタリングの実施、結果の公表

富山県地域防災計画(原子力災害編)改定案の要点

資料2

区分	NO	項目	国(防災基本計画等)	県地域防災計画		
				県	市町村	防災関係機関
	22	○各種制限措置の解除 ・モニタリング結果に基づき、立入制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限、農林水産物の摂取・出荷制限などの各種制限措置の解除を住民等に指示	—	<ul style="list-style-type: none"> ・各種制限措置の解除、解除状況の確認(新) ・緊急時モニタリング等による調査、国の指示及び指導・助言等に基づき、立入制限、交通規制、飲料水・飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除を関係機関に要請 →第4章 第5節 	<p>〈UPZ圏内の市町村〉 同左</p> <p>〈その他の市町村〉 ・国の今後の検討結果を踏まえ対応</p> <p>〈UPZ圏内の市町村〉 同左</p>	—
	23	○汚染の除去 ・放射線物質に汚染された物質の除去及び除染	〈原子力災害現地対策本部〉 ・除去・除染方法の指導(拡)	<ul style="list-style-type: none"> ・除去・除染作業の実施(新) ・放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置の実施 →第4章 第6節 	<p>〈UPZ圏内の市町村〉 同左</p> <p>〈その他の市町村〉 ・国の今後の検討結果を踏まえ対応</p> <p>〈UPZ圏内の市町村〉 ・ 同左</p> <p>〈その他の市町村〉 ・ 同左</p>	—
中長期対策	24	○災害地域住民に係る記録等の作成 ・屋内退避・避難等の措置をとった住民等に対し、原子力災害発生時に、当該地域に所在した旨の証明などを記録	〈原子力規制委員会〉 ・原子力損害賠償制度の運用(拡) ・原子力損害賠償支援機構の設置(拡)	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の災害地域住民の記録に協力(新) ・必要に応じ農林水産業等の受けた影響について調査(新) ・災害対策措置状況の記録(新) ・市町村の、避難住民等の、当該地域に所在した旨の証明、避難所等における措置等の記録に対する協力 ・農林水産業等が受けた影響の調査 ・被災地の汚染状況図、応急対策措置・事後対策措置の記録 →第4章 第7節 	<p>〈UPZ圏内の市町村〉 ・災害地域住民の記録(新) ・災害対策措置状況の記録(新)</p> <p>〈その他の市町村〉 ・国の今後の検討結果を踏まえ対応</p> <p>〈UPZ圏内の市町村〉 ・ 災害地域住民の記録 ・ 災害対策措置状況の記録</p> <p>〈その他の市町村〉 ・ 同上</p>	—
	25	○風評被害の影響の軽減 ・原子力災害による風評被害等の影響を軽減するため、農林水産業、地場産業の商品等の適正な流通の促進や観光客の誘致促進のための広報活動を実施 〔部会・防災会議でいただいたご意見〕 ・風評被害については、福島のものを受け入れができるか、自らに問い合わせ直すことが必要。	〈原子力規制委員会、農林水産省〉 ・広報活動の実施(拡)	<ul style="list-style-type: none"> ・広報活動の実施(拡) ・風評被害等が生じないよう、農林漁業、地場産業の商品等の適切な流通等の確保や、観光客の減少の防止のための広報活動の実施 →第4章 第9節 	<p>〈UPZ圏内の市町村〉 同左</p> <p>〈その他の市町村〉 同左</p> <p>〈UPZ圏内の市町村〉 ・ 同左</p> <p>〈その他の市町村〉 ・ 同左</p>	—
	26	○被災中小企業に対する支援 ・被災中小企業に対して、必要に応じ、高度化資金貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を実施	—	<ul style="list-style-type: none"> ・助成措置等の広報、相談窓口の設置(新) ・設備復旧資金、運転資金の貸付(新) ・被災中小企業等に対する援助、助成措置について被災者に広報、相談窓口の設置 ・災害復旧高度化資金貸付、小規模企業設備資金貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付実施 →第4章 第10節 	<p>〈UPZ圏内の市町村〉 ・助成措置等の広報、相談窓口の設置(新)</p> <p>・国、県と連携し、設備復旧資金、運転資金の貸付(新)</p> <p>〈その他の市町村〉 ・国の今後の検討結果を踏まえ対応</p> <p>〈UPZ圏内の市町村〉 ・ 同左</p> <p>〈その他の市町村〉 ・ 同左</p>	—

富山県地域防災計画(原子力災害編)改定案の要点

資料2

区分	NO	項目	国(防災基本計画等)	県地域防災計画		
				県	市町村	防災関係機関
中長期対策	27	○物価の監視 ・生活必需品の物価の監視を行うとともに、速やかにその結果を公表	—	・生活必需品の物価の監視、結果の公表(新) ・ 生活必需品の物価の監視、結果の公表 →第4章 第12節	—	—
複合災害	28	○複合災害への対応 ・大規模な自然災害とともに原子力事故が発生したため、通信、関係者の参集、物資の調達等の面で支障が生じ、また原子力事故の長期化により住民の避難等の措置も長期化 〔部会・防災会議でいただいたご意見〕 ・地震、津波といった外的な事象でシビアアクシデントが起きた場合、通信や交通など様々なインフラが同時に被災するという福島第一原発事故の教訓を踏まえ、そういう事態を想定した上での対策を考えることが必要 ・冬期荒天時、積雪時に対する避難に伴うリスク、防災要員の確保、モニタリング車の移動困難性等の配慮が必要 ・積雪時には、国による航空機モニタリングが有効 ・複合災害、冬季の積雪を意識した訓練が重要 ・東日本大震災の際には、避難所において、LPガスが役に立った	—	・原子力災害に相前後して大規模な自然災害が発生する事態を想定した防災体制の整備(拡) ・ 複合災害時における、災対法及び原災法に基づき実施する事前対策、応急対策、中長期対策について記載 →第5章 第1～4節	<UPZ圏内の市町村> 同左 <その他の市町村> ・国の今後の検討結果を踏まえ対応 <UPZ圏内の市町村> ・ <u>避難所において、ライフラインの途絶に備え、非常用電源やLPガス、衛星携帯電話等を整備</u>	